

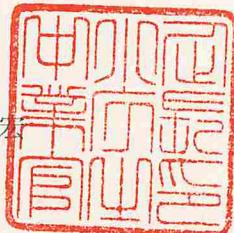
経済産業省

2020507 公開中第2号
令和2年7月6日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 殿

中小企業庁長官 前田 泰宏



令和2年5月7日付けをもって別添（写し）のとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

1. 不開示決定した行政文書の名称等

弁護士法人又は法律事務所に労働者として雇用されている勤務弁護士が2019年分の確定申告をしている場合、持続化給付金支給規程第3章の要件を満たしていれば、持続化給付金を支給してもらえるかどうかが分かる文書

2. 不開示とした理由

上記1.に該当する行政文書は、中小企業庁では、作成も取得もしておらず保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中小企業庁長官に対して審査請求することができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 担当課室等

担当課室：中小企業庁長官官房総務課
電話番号：03-3501-1768